

令和5年度 第2回羽曳野市障害者施策推進審議会（議事概要）

〔開催日時及び開催場所〕

日時 令和5年12月25日(月)午後1時45分～

場所 羽曳野市役所 別館 3階会議室

〔委員出席者〕

畑会長、金銅委員、入谷委員、大井委員、調子委員、奥野委員、浦田委員、真銅委員

石本委員、石橋委員、新開委員、小倉委員、堀脇委員、谷口委員、森本委員

〔会議次第〕

(1) 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画の策定に係る諮問について

(2) 保健福祉部長あいさつ

(3) 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画素案】について

(4) その他

〔資料〕

次第

配席図

〔事前資料〕第7期羽曳野市障害者福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画素案】

〔資料1〕羽曳野市障害者施策推進審議会 委員名簿

〔資料2〕第7期羽曳野市障害者福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画素案】（素案変更反映分）

〔資料3〕計画素案変更箇所について

〔資料4〕質問・意見集約一覧表

〔資料5〕策定スケジュール

〔議事概要〕

1. 第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画の策定に係る諮問書の手交

2. 保健福祉部長あいさつ

3. 審議

（会長）

本日の議事は、障害福祉施策の中では非常に重要な柱となる次期計画の策定の最終段階となっている。これまでもなかなか時間的余裕がない中、皆様からご意見をいただくプロセスを経て今日に至ったが、まだまだ課題が残っていると危惧している。今日が最後の機会になるので、皆様からの忌憚のないご意見をお願いします。

事務局より、「第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画【計画素案】について」の説明をお願いします。

（事務局）

資料2・3・4に基づいて説明

(会長)

この後、皆様からご質問・ご意見をいただき、修正を行った計画素案で、パブリックコメントを行うことになります。修正後の素案の確認については、日程的に非常に厳しい状況にあるので、私と副会長に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

では、ただ今の説明に対して、質問・意見をお願いします。

(委員)

ヘルパーや計画相談支援の相談員の人手が不足している。ヘルパーを必要とする人に派遣できていない。ヘルパー不足で事業所を閉鎖される所がある。一方、訪問看護の事業所はどんどん増えている。看護師が不足していると言われているが、訪問看護の事業所は増えている。ヘルパーは不足しているが、看護師が増えているということは、賃金の差が大きいのだと思う。市民が必要とする支援をどうしたら届けられるのか、自立支援推進会議も含めて、具体的な対応を考えていく必要があると感じています。

医療的ケアの件で、本日も数名のコーディネーターが参加されているが、医療的ケアを必要とする子どもが希望する保育園や幼稚園にどう入園するのか、具体的に対応が求められていた1年だった。保育園に入るというのは、医療的ケアがあろうかなかろうが、本当は関係ないと思う。どの子ども平等に入園することができるためには、医療的ケアが必要な保育園や幼稚園の運営について、受入の体制など、具体的な対応が求められる。羽曳野市は5人も医療的コーディネーターさんがいるので、ぜひ具体的なご意見をこの場でいただけたらと思います。

(事務局)

国の報酬改定で、どのように変わっていくのか注視したい。地域生活支援事業を含めて厳しい現状なので、その辺も計画での掲載を検討したい。

(事務局)

医療的ケア児の保育園への入園についてご意見をいただいた。おっしゃる通り、直近で入園を希望される方がいらした。保育園の入園については、医療的ケアが必要かどうかではなく、保育の必要性を判定している。羽曳野市でもまだ十分な体制を整えていない所があるが、これからは医療的ケア児の入園に対する市のガイドラインを策定していきたいと考えている。完成後にはまた紹介したい。

(会長)

ガイドラインを作成するということは、計画の中に書き込まれているのか。

(事務局)

現計画では書き込まれていない。

(会長)

賃金の問題は根本的な問題である。これは各地域から声を上げていかないといけない。サービスの見込量を設定しているわけなので、それを実現するためには、どういう体制が必要なのかにつながってくる。事業者の方と十分に話し合いをしながら、どこまで要求しないといけないのか、もっと練って取り組んでいただきたい。

(事務局)

ガイドラインの作成まではこの中にうたっていないが、9ページの「特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備」の中に、連携を図って取り組んでいくことは書き込まれている。

(会長)

やはり一番見るのは、計画の数字になるので、基本的な考え方に入っているのであれば、そちらにもしっかり反映していただきたい。

(委員)

現場の意見として、ヘルパーの不足が切実である。グループホームに入所できない状況が起こっている。問題行動がある方は忌避されるため、ヘルパーがなかなか付かない。そのため、グループホームの職員が代わりに担うというケースが多々起きている。高齢化ということもあるが、正月や夏休みに帰省される方が少なくなり、グループホームで過ごす方が増えている。日中一時支援というサービスの申請もハードルが高い。計画相談も力を入れているならば計画を立てられるが、実態としては、サービスを提供していただくことが追いついていない。そういうところで行き詰まっている。現状を開閉する総合的な対策も検討していただきたい。

(事務局)

グループホームの支援についてご意見をいただいた。国の基本方針改定の考え方にも規定されているが、具体的などころはまだ出ていない。グループホームのことで言えば、「支援自体の大きな方針を見直し」と書かれている。サービス提供時間の実態に応じた報酬水準であるとか、重度障害者の受入など、サービス圏内の実態と日中支援加算などの支援を提供したら、どのくらい評価を行うなどの項目が挙げられている。基本的な考え方ということなので、それが具体的にどのようになるか示されていないが、現場からの声を受けて、国も認識していると考えている。

(会長)

考え方で終わるのではなく、計画の中に落とし込めないのであれば、その理由を書くことも必要だと思う。

(委員)

24 ページにアンケート調査の結果があるが、「先生や職員の理解が不十分」の数値がかなり高くなっている。先生としては、理解が不十分と言われても、何がどうなのかという具体的なことがないとよく分からない。障害に対する理解が十分ではないという意味なのか、先生の対応がなかなか思い通りではないということなのか、分かるような資料があれば教えていただきたい。そうすれば、学校現場でもどこに力を入れるべきかが分かり、具体的に対応していける。

(事務局)

今回のアンケートでは、具体的な内容までは分からない。今後、自由回答の中で学校に関する指摘があれば、改めて課題として受け止め、場合によってはフィードバックを検討させていただく。ちなみに、藤井寺市でも同様の調査をしており、そちらでも似たような傾向があった。その辺りも含めて、内部で情報を精査させていただければと思います。

(会長)

利用者側がそう感じるということは、やはり何らかの課題があると思う。よく思うのは、インクルージョンを言う以上は、結局、受け入れる側の理解も必要である。そこに対しての研修、広報活動を周知していくこと、よく分かってもらうための取り組みを地域ベースで行っていかないといけない。その辺りに関しても、例えば仕事で働く場合でも、就労支援の数値だけが挙げてあり、その中に受入の企業、受入の学校、受入の保育園がどうやったら受け入れられるのか、どう理解してどう対応すればいいのかということに対する手当の部分が、計画の中になくような気がする。広報活動だけではなく、もっと理解してもらうための地域と連携した取り組みとして、具体的にどういうものが想定されているのか。想定されているのであれば、それをきちんと計画にも落とし込んでいただきたい。

(事務局)

具体的な取り組みは、計画に盛り込まれていないと思うので、内部で議論していきたい。

(委員)

本年度、発達障害の理解を深めようということで、保育園・こども園、学校教育課などの関係部署に呼び掛けて、発達障害の研修を行っている。羽曳野市として、同じ考えてやっていけるように取り組んでいるので、ぜひ来年も続けて、そういう研修ができたと思う。

障害児部会が羽曳野市にあるが、来年度からは、教育や保育との連携も必要ということで、メンバー構成を変えて取り組もうと考えている。

(会長)

今のような具体的な方向性が計画に反映されないと、すごく抽象的な内容で、数字だけが一人歩きするような計画になってしまう。「連携強化します」「機能強化します」と書いてあるが、その中身は書かれていない。今後は学校等の関係者も含めた形として展開していくことは、重要な進歩だと思う。実際、現場でされていることがたくさんあると思うので、その辺もしっかり反映させながら展開していく必要があると思う。

(委員)

他の委員からも指摘があったが、教育機関と福祉の連携は大切なことだと思っている。今年は自立支援推進会議で、1回目「支援学校について」ということで、教育委員会の先生方から子どもの進路についての説明をいただいた。2回目「地域の支援が必要な子どもたち」ということで、主任の先生に来てもらい、我々と地域の学校教育における課題と、教育に支援が必要な子どもさんや、親御さんも支援が必要なケースがあり、連携をどう取っていくのか、広く意見交換を深めることができた。福祉と教育機関との連携の必要性を双方が感じる部分があったので、次年度も引き続き連携させていきたいと考えている。

就労支援関係では、南河内圏域の就労支援センターは松原、羽曳野、藤井寺の3市の圏域になっていて、その3市で課題等を共有して進めている。

(会長)

実際に現場で検討されている方々は、さまざまな取り組みをされている。大きな計画があって、その下で動かれている。本来なら、PDCA あるいは、羽曳野市の特殊性という形で、しっかり掘り込んだ計画が必要なのではないか。そういう視点も盛り込みながら取り組んでいかないと、本当の羽曳野市の計画にはならないような気がする。現場でされていることは、事務局の方々もご存じだと思うので、その辺を少し丁寧に検討していただきたい。

「基本的視点」や「基本的な考え方」という言葉はあるが、どういう構造でそれが大事とされるのかが見えない。例えば、障害者計画というのは実は理念系の計画で、障害福祉計画や障害児福祉計画のベースになるものだと認識している。そのため、6年というスパンで計画がつけられている。その理念の下に、具体的な計画を点検していくわけなので、もう少し実際の支援の考え方につながるような構造にしてほしい。

もう一つ、大きな点として、前回計画の達成状況が 42~58 ページまであるが、そこで見ると、「見込量を上回った」、「見込量の通り」、「達成できなかった」という記述は多く、なぜそうだったのか、そこにどういう課題があるのかという記載がない。PDCA という以上は、前期の計画をしっかり洗い直し、そこから課題に対して次期はこういう形の見込量にするのが妥当なのだという形で、もう少し計画として押さえていただきたい。

この中に共生型サービスに関する記述が全くないが、それについてはどのように捉えているのか。

(事務局)

ご指摘のとおり、共生型サービスについては触れられていないので再度協議します。

(会長)

高齢者の計画では共生型サービスの議論がされており、計画の中に入っている。そういう意味では、障害のサービスと高齢のサービスを同時に使える。現実的には、障害を持った方が高齢になったときでも、そのままサービスが移行しやすい形で運用されている。理念的にはそうではなくて、どんな人もということだが、取りあえずの運用としては、そういう形があるので、特に障害福祉サービスを提供する事業所に対しての働き掛けとしては、重要な共生型サービスではないかと認

識している。その辺は検討していただきたい。

もう1点、精神障害者への支援を含む地域包括ケアシステムの構築に関しては、地域に移行する人数のことしか載っていない。高齢者だと、厚生労働省がきれいな絵を描いているから分かりやすい。住み慣れた地域をベースに、医療や介護や地域活動がまんべんなく享受できる体制をつくりましょうということだと思うが、ここで挙げられている地域包括ケアシステムは何を目指しているのか、教えていただきたい。

(事務局)

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制のことである。羽曳野市としては、自立支援推進会議の地域定着支援部会の中で具体的な議論をされている。

(会長)

そうすると、地域包括ケアシステムの構築というところには、そういう会議がどれくらい行われていて、どこまで実際に成果があるのかを書いてほしい。何人移行したとかだけではいけないと思う。表題と中身が違うと感じる。

(委員)

地域移行定着支援部会の中で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというところで、部会の中でまとめて会議を年4回行っている。地域移行も含めてなので、その後も定着、生活できるようにという支援についても、部会の中で意見をいただいている。その他に病院への働き掛けとして、ケアサポーターとともに病院へ行って患者さんとお話をする茶話会を行ったり、面会という形で患者さんに働き掛けたり、お話をする機会、情報をお伝えする機会を持ちながら、長期入院されている患者さんが、地域での生活をイメージできるようにという働き掛けも行っている。

(会長)

60 ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、ここではどれだけ移行したかの話しかない。今の話を聞いたら、会議において検討されているわけなので、それも地域包括ケアシステム構築に向けての実績である。それが提示されるべきだと思う。国や府の方針が人数が中心なのは、地域のことが分からないからである。地域の実態が分からないから、後はそこを膨らませて、豊かな計画にするのは地域の責任だと思う。根本的に、もう少し実態を踏まえて、今のような豊かな実態があるし、現場では職員の方々も一緒に検討されていることを計画に反映していただきたい。その辺は検討していただかないといけないと感じている。

それでは、今まで出た意見を計画の中にどう落とし込むのかについては、事務局と副会長と私で検討させていただくということでよろしいでしょうか。この後、より良い計画になることを願って、皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

では、「その他」について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料5の策定スケジュールの通り、本日いただいたご意見等を踏まえ、修正した素案について、1月にパブリックコメントを実施する予定です。本計画案については、次回の第3回審議会において審議をお願いします。

(会長)

地域福祉計画の中には、共生社会をキーワードにして、障害のある人もない人も一緒に取り組むことを柱にしているが、障害分野の連携や、地域で実感するような内容等あれば、率直なご意見を伺いたい。

(委員)

日常生活支援など、さまざまな取り組みがサポート事業にはあるが、障害や高齢など、分野の区別はしていないと考えている。今後、重層的支援体制など新しい取り組みをしていきたいと考えています。高齢者、障害者を含めて、サポートが必要な方へのサービスに取り組む。現状、なかなか十分な取り組みがされていない実態があるかもしれないが、少ない人

数でサポートしているのが実態である。職員の採用も含めて、取り組みを令和6年から行っていきたい。

(会長)

地域の人々にとって、特殊な障害をお持ちの方々への理解は難しいので、社協の地域活動でも障害者に向けたものは少ないと思う。重層的支援体制の話もあったが、高齢・障害・児童関係なく1つの予算で事業を展開するというものに、羽曳野市は今後チャレンジされるそうなので、ぜひ地域における障害施策というところも含めて、皆さんも関心を持って、積極的に取り組んでいただきたい。

計画は絵に描いた餅ではいけない。作って終わりでは悲しい。みんなに見てもらえるもの、理解しやすいものを作っていく、かつ、羽曳野市の特性を反映したもの、羽曳野市独自の事業の展開が表にしっかり出ている計画にしていきたい。皆様からの今後のご協力も必要なので、よろしくお願いします。

3. 障害福祉課長あいさつ

【閉会】